

科学技術基本法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

施行期日 令和3年4月1日

AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくための改正を行う。

1. 科学技術基本法

- 法律名を「科学技術・イノベーション基本法」に変更
- 法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」、「イノベーションの創出」を追加（第1条）
※「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」を並列する目的として位置付け
- 「イノベーションの創出」の定義規定を新設〈科技イノベ活性化法上の定義の見直し〉（第2条第1項）
※科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。
- 科学技術・イノベーション創出の振興方針に以下を追加（第3条）
 - ①分野特性への配慮 ②学際的・総合的な研究開発 ③学術研究とそれ以外の研究の均衡のとれた推進
 - ④国内外にわたる関係機関の有機的連携 ⑤科学技術の多様な意義と公正性の確保
 - ⑥イノベーション創出の振興と科学技術の振興との有機的連携
 - ⑦全ての国民への恩恵 ⑧あらゆる分野の知見を用いた社会課題への対応 等
- 「研究開発法人・大学等」、「民間事業者」の責務規定（努力義務）を追加（第6条、第7条）
※研究開発法人・大学等…人材育成・研究開発・成果の普及に自主的かつ計画的に努める 等
※民間事業者…研究開発法人・大学等と連携し、研究開発・イノベーション創出に努める 等
- 科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に研究者等や新たな事業の創出を行う人材等の確保・養成等についての施策を追加（第12条） 等

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法）

- 法の対象に「人文科学のみに係る科学技術」を追加（第2条第1項）
- 人文科学分野等の3つの独立行政法人を「研究開発法人」に追加（別表第1）
 - ・国立特別支援教育総合研究所
 - ・経済産業研究所
 - ・環境再生保全機構
- 成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人に5法人を追加（別表第3）<22法人⇒27法人>
 - ・防災科学技術研究所
 - ・宇宙航空研究開発機構
 - ・海洋研究開発機構
 - ・日本原子力研究開発機構
 - ・国立環境研究所
- 研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる旨の明確化（第34条の6第1項）
※国立大学法人等については政令改正で対応予定
- 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し（第34条の8～第34条の14）
「イノベーションの創出」を目指すSBIR制度の実効性向上のため、内閣府を司令塔とした省庁連携の取組を強化
 - ・イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る特定新技術補助金等の支出目標等に関する方針（閣議決定）
 - ・統一的な運用ルールを定める指定補助金等の交付等に関する指針（閣議決定）
※SBIR（Small Business Innovation Research）※中小企業等経営強化法から移管 等

3. 内閣府設置法

- 科学技術・イノベーション創出の振興に関する司令塔機能の強化を図るため、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設し、科学技術・イノベーション関連施策を横断的に調整。あわせて、内閣官房から健康・医療戦略推進本部に関する事務等を内閣府に移管し、「健康・医療戦略推進事務局」を設置 等

4. その他

- 「人文科学のみに係る科学技術」の除外規定の削除
(科学技術振興機構法,理化学研究所法,一般職の職員の給与に関する法律)